

はしがき

始まり始まり。法言語学の世界によろこそ。ここは法と言語の出会いのひろば。扉を開ければ、新しい学際的分野が眼の前に広がるのである。

「法と言語」または「法言語学」と称される分野は、欧米で1960年代末に成立したが、90年代には急速に発展した。国際法言語学者協会が誕生し、学術雑誌や研究書が次々に刊行されるようになった。当分野の草分け的存在である Malcolm Coulthard, John Gibbons, Roger Shuy などの著作は知れわたっている。近年では英文の入門書・概説書やハンドブックも出版され、法言語学は成熟しつつある。この学問は、心理言語学や社会言語学と同じく、応用言語学の一分野である。

日本では、林大・碧海純一編『法と日本語』に代表されるように、一般市民の法と言語への関心は、法令用語と判決文に限られていた。ところが、21世紀に入って司法制度改革が進んだこともあり、幅広い関心が高まった。日弁連のプロジェクトチームによって「法律用語の日常語化に関するプロジェクト」が行われる一方で、法廷通訳の言語使用や商標の類否に関する研究も進んだ。2009年5月には裁判員制度施行を前にして、法と言語学会(JALL)が発足した。本書はそういう若々しい分野への入門書として企てられた。この度、2012年刊『法と言語—法言語学へのいざない』の初版を改訂して、再び世に送り出す。

想定する主な読者は、言語学または法学を学び始めた大学生(学部生)である。全14章としたのは、15回(2単位)の授業科目の教科書として使われることを前提にしている。しかしながら、法言語学の対象と方法を概観しようとする大学院生、司法過程の研究に言語学の方法を援用しようとする研究者、「法と言語」という学際的分野に関心のある法律実務家、そして法教育を担う教育関係者にも参考になるだろう。総じて、「法と言語に関心のある市民のために」である。

本書は目次にあるとおり3部構成で、序章・終章を挟んだ本編14章と「学習室」15室からなる。

第1部「法言語へのいざない」では、法律のことばや裁判のことばを取り上げる。これまで法律も裁判も難解な専門語・業界語で占められてきたが、市民にわかりやすい法律用語や裁判用語とはどのようなものであるかが示される。次いで、日本国憲法の言語的特徴が解き明かされる。司法改革の進展によって始まった裁判員裁判に関しては、①職業的裁判官と素人裁判員との間でのコミュニケーションがどのように行われるか、②司法通訳における言語使用は正確かつ公平なものであるか、という興味深い論題が扱われる。

第2部「法言語学の課題」は、本書の中核をなす。ここでは、実際の訴訟において争いとなる言語上の問題に焦点を当てる。①ことばの犯罪(特殊詐欺、偽証、名誉毀損)、②ことばの証拠(筆跡鑑定・話者同定と剽窃、商標の類否)、③ことばの誤解(意味内容の解釈をめぐる争い)、④ことばによる誤解(目撃証言における記憶のゆれ)である。

第3部「法と言語と社会」では、より広い視野の中で法と言語の問題を捉える。例えば、言語権と言語法・言語政策、法言語教育である。最後に「法言語学の成立と展開」という題目のもとに、法と言語研究の流れを顧みて、この学問の現在を位置づけ、将来を展望する。—このように本編は概説書らしく盛り沢山の内容を含む。

以上の諸章とは別に、改訂版では「学習室」を15室用意した。その結果、法と言語に関する様々な基礎知識が得られることになった。①語学の達人と言語学者、②ことばの形式・意味・機能/レジスター、③ハンセン病関連法令における病名の変遷、④裁判と方言(地域語)、⑤法令用語と法令文の市民化、⑥法廷通訳人の資格・研修制度、⑦裁判官・検察官・弁護士、⑧ヘイトスピーチの蔓延と解消法、⑨製品の表示と注意書き、⑩言語学鑑定—コミュニケーションの証拠、⑪黙秘権、⑫子どもの目撃証言、⑬先住民族の言語権、⑭日本語教育推進法とその問題点、⑮日本手話と手話言語条例・法である。このうち、③⑤⑧⑨⑫⑬⑭⑮の8室は改訂版で増設したものである。休み時間にこれらの「学習室」に立ち寄り、各章の関連事項について自習してみよう。

では、本書はどのように読むべきであろうか。3つの方法を提案したい。

第一に、「法と言語」または「法言語学」の教科書として、シラバスで取り上げられる内容に該当する章を予習・復習したい。復習の折には、章末の

課題を解いたり、代表的な関連文献に目を通すとよいだろう。

第二に、「応用言語学」や「社会言語学」などの併用読本として、シラバスが本書のような構成で展開しなくとも、関連図書として併読するに値する。その他の類似の講義や演習においても、課題図書に指定し得るだろう。

第三に、「法と言語」の要点を知るために、この分野の基本事項や考え方を気軽に入手したい向きにも役立つ。章や節の見出し、キーワード、リード文は、要点を把握する上で必読である。「学習室」は豆知識を得るのに格好な小部屋である。しかしながら、「法と言語」や「法言語学」のすべてを書き込んだわけではないので、各章末に掲げた推薦図書も読んで、この分野の学際的な見方を膨らましていただきたい。本書はこの道の出発点であり、行先を示す道標である。

本書の企画は、法と言語学会が誕生した2009年直後から始まっていた。というのも、この分野を広く社会に知ってもらうためには、学術論文や研究書の形だけでなく、入門書・概説書の類が不可欠であると思われたからである。そこで、理事の一人である橋内が早々と出版企画を練った。初版に引き続き堀田秀吾氏が編集の仕事を手助けしてくれた。2010年12月に開かれた法と言語学会第2回大会の基調講演において、橋内が本書の構想「法と言語—法言語学への誘い」を明らかにした。

共著者には、法言語学や司法通訳の研究を進めてきた国内の研究者を中心に、法学者・実務家にも加わっていただいた。執筆者のうち、大河原眞美氏・首藤佐智子氏・堀田秀吾氏・Richard Powell氏の4氏は、第一線の法言語学者であり、水野真木子氏と中村幸子氏は司法通訳の先進的研究者である。五所万実氏は新進の商標言語学者、中村秩祥子氏は振り込め詐欺の分析に長けた語用論学者、札埜和男氏は国語(科)教育に携わる法言語教育学者である。藤田政博氏は法学と心理学の双方に通じている。法学界からは、渡辺修氏が加わり、刑事訴訟(黙秘権)に関するコラムを担当した。さらに、海外の法言語学者にも声をかけたところ、オーストラリアはメルボルンに在住のJohn Gibbons氏と中根育子氏から玉稿が寄せられた。改訂版で開設した新たな「学習室」には、寺井悠人氏、仲真紀子氏、杉本篤史氏、岡本能里子氏、森壮也氏の5氏が執筆陣に加わってくださった。以上、本書の企画に賛同し、協力してくださった共編者・共著者全員を紹介し、御礼を申し上げる。

編著者の橋内は、談話分析・テキスト言語学や社会言語学の法への応用という観点から、そしてハンセン病問題とヘイトスピーチへの社会的関心から、「法と言語」に目を向けている。なお、本稿の表現と文字・表記の選択については、執筆者諸氏の専門性に鑑み、各自にお任せすることにした。


版元のくろしお出版は、法と言語(または法言語学)という若い学問に理解を示して、本書の出版を快諾してくださった。特に、初版では斎藤章明氏に、この第二版(改訂版)では池上達昭氏に編集の労をおかけした。謹んで謝意を表すものである。

2023年9月1日(関東大震災百周年の日)


編著者を代表して 橋内 武



法律は圧倒的に言語による制度体系である。－ Gibbons(2003)



目次

はしがき.....	iii
序章 法と言語を学ぶ前に.....	橋内 武 1
1 はじめに.....	1
2 基礎学としての言語学.....	1
3 基礎学としての法学.....	3
4 学際的・実用の学としての法言語学.....	5
■課題■.....	6
さらに学びたい人のために.....	6
 学習室① 語学の達人と言語学者.....	橋内 武 7

第1部 法言語へのいざない



第1章 法律のことば.....	大河原眞美 10
1 日常語からの乖離 <small>かいり</small>	10
2 法律用語.....	11
2.1 造語.....	12
2.2 借用語.....	15
2.3 古語.....	16
2.4 翻訳語.....	17
2.5 同音異義語.....	18
2.6 異音同義語.....	18
2.8 多義語.....	19
2.9 類義語.....	19
2.10 縄張語.....	20
3 奇妙な法律用語.....	20
■課題■.....	21
さらに学びたい人のために.....	21
 学習室② ことばの形式・意味・機能／レジスター.....	橋内 武 22




第2章 日本国憲法のことば	堀田秀吾	24
1 憲法のことばへのアプローチ.....		24
2 イノウエ(1994)による日本国憲法の分析.....		25
2.1 日本国憲法成立の背景.....		25
2.2 法助動詞の分析.....		26
2.3 トピック・コメント構造.....		32
3 まとめ.....		35
■課題■.....		37
さらに学びたい人のために.....		37
 学習室③ ハンセン病関連法令における病名の変遷.....	橋内 武	38
第3章 裁判のことば 法言語学の元祖の研究	大河原真美	41
1 ある冤罪事件.....		41
2 供述調書のことば.....		42
2.1 取調官のレジスター：イギリス.....		42
2.2 書きことば.....		44
2.3 反復.....		45
3 証人尋問のことば.....		46
3.1 事件の概要.....		46
3.2 取調官のレジスター：日本.....		46
4 裁判のことば.....		51
■課題■.....		52
さらに学びたい人のために.....		52
 学習室④ 裁判と方言（地域語）.....	札埜和男	54
第4章 裁判員裁判のことば 裁判官と裁判員のコミュニケーション	堀田秀吾	56
1 はじめに.....		56
2 裁判員制度の概要.....		57
3 裁判員裁判の言語使用.....		58
3.1 制度的談話.....		58
3.2 裁判官と裁判員の発話量の差異.....		59
3.3 コミュニケーション・ネットワークによる分析.....		61


4	法廷用語の研究	62
4.1	裁判ことばの市民と法律家の認識の差異	63
4.2	法律家の使うことば	65
	■課題■	67
	さらに学びたい人のために	67
	学習室⑤ 法令用語と法令文の市民化	寺井悠人 68
第5章	司法通訳 正確さと公正さを期して	水野真木子・中村幸子 70
1	司法通訳の根拠, 主な場面と特徴	70
2	司法通訳の正確性の問題	72
3	日本で司法通訳が問題になった事件	73
3.1	道後事件 (1996年)	73
3.2	メルボルン事件 (1994年)	73
3.3	ニック・ベイカー事件 (2002年)	75
3.4	ベニース事件 (2009年)	75
3.5	ジャカルタ事件 (2016年)	76
4	司法通訳の研究の流れ	76
5	言語学と司法通訳	77
5.1	コーパス・ツールを用いた通訳人の語彙使用に関する研究例	77
5.2	統計ツールを用いた通訳者の訳出スタイルに関する研究例	80
5.3	今後さらなる研究が望まれる分野	81
6	司法通訳の今後の展望	81
	■課題■	82
	さらに学びたい人のために	82
	学習室⑥ 法廷通訳人の資格・研修制度	水野真木子 84

第2部 法言語学の課題


第6章	ことばの犯罪(1) 特殊詐欺のことば	中村秩祥子 88
1	特殊詐欺の口口	88
2	特殊詐欺の事例	90
2.1	架空請求書の事例	90
2.2	オレオレ詐欺の事例	91

2.3 還付金詐欺の事例.....	94
3 関連性理論による分析.....	95
3.1 表意分析.....	96
3.2 推意分析.....	100
4 おわりに	106
■課題■.....	108
さらに学びたい人のために.....	108
 学習室⑦ 裁判官・検察官・弁護士.....	大河原真美 110
第7章 ことばの犯罪(2) 偽証・名誉毀損 ^{きそん}	中根育子 112
1 偽証.....	112
1.1 偽証罪にあたる発話行為.....	112
1.2 偽証の法的解釈と言語理論的解釈.....	116
1.3 偽証事件の言語鑑定.....	118
1.4 まとめ.....	120
2 名誉毀損.....	120
2.1 名誉毀損にあたる言語行為.....	120
2.2 名誉毀損の言語学的解釈.....	121
2.3 名誉毀損と伝達の媒体.....	126
3 まとめ.....	127
■課題■.....	128
さらに学びたい人のために	129
 学習室⑧ ヘイトスピーチの蔓延と解消法.....	橋内 武 130
第8章 ことばの証拠(1) 筆跡鑑定・文書分析・話者同定・剽窃 ^{ひょうせつ}	堀田秀吾 132
1 筆跡鑑定.....	132
2 文書分析.....	135
3 話者同定・プロファイリング.....	140
4 剽窃.....	141
5 対話型生成 AI の問題点.....	143
6 まとめ.....	144
■課題■.....	145

さらに学びたい人のために.....	145
 学習室⑨ 製品の表示と注意書き.....	堀田秀吾 146
第9章 ことばの証拠(2) 商標の類否と識別力.....	五所万実 149
1 商標制度.....	149
1.1 商標法の目的.....	149
1.2 商標権の効力.....	150
1.3 商標の登録要件.....	151
2 商標の類否.....	152
2.1 商標の類否判断.....	152
2.2 言語学的分析の実践例.....	153
3 商標の普通名称化.....	155
3.1 商標の普通名称化判断.....	155
3.2 言語学的分析の実践例.....	158
4 商標言語学の展望.....	160
■課題■.....	161
さらに学びたい人のために.....	162
 学習室⑩ 言語学鑑定—コミュニケーションの証拠.....	John Gibbons・中根育子 163
第10章 ことばの誤解 意味内容の解釈をめぐる争い.....	首藤佐智子 165
1 ことばの解釈.....	165
2 ことばの解釈と司法判断.....	166
3 ことばに対する誤解.....	167
4 言語行為の解釈.....	170
4.1 脅迫.....	170
4.2 対人配慮と言語使用.....	172
4.3 司法コンテキストと偽証.....	173
■課題■.....	175
さらに学びたい人のために.....	176
 学習室⑪ 黙秘権.....	渡辺 修 177

第11章	ことばが記憶を変える 目撃者の記憶の変容	藤田政博	179
1	ロフタスたちの実験.....		179
2	記憶のしくみ.....		181
3	目撃証言.....		182
3.1	目撃証言の定義.....		182
3.2	裁判と証言.....		183
3.3	目撃証言にことばが影響する場合.....		184
3.4	質問文の内容が目撃証言に影響する場合.....		184
3.5	質問文の形が目撃証言に影響する場合.....		189
4	おわりに.....		190
■	課題 ■.....		191
	さらに学びたい人のために.....		191
	学習室⑫ 子どもの目撃証言.....	仲 真紀子	193

第3部 法と言語と社会

第12章	言語権・言語法と言語政策	橋内 武	196
1	言語権とは何か.....		196
1.1	言語権の定義.....		196
1.2	少数言語と手話の地位.....		197
1.3	裁判の言語と司法通訳.....		199
2	言語法と言語政策.....		200
2.1	言語法とその類型.....		200
2.2	欧州連合と欧州評議会の多言語主義.....		200
2.3	ヨーロッパ諸国の言語法.....		202
2.4	コモン・ローの国々の言語規定.....		203
2.5	日本の言語法.....		206
3	日本の言語政策・言語計画.....		206
3.1	日本の言語政策・言語計画.....		206
3.2	日本言語政策学会 (JALP).....		208
■	課題 ■.....		210
	さらに学びたい人のために.....		210
	学習室⑬ 先住民族の言語権.....	杉本篤史	211

第13章 法言語教育.....	札埜和男	213
1 法教育と国語科学習指導要領の関連		213
2 実践例とその内容		214
2.1 裁判傍聴・模擬裁判.....		215
2.2 実用的な文章.....		216
2.3 労働法.....		218
2.4 文芸作品(文学模擬裁判等).....		220
2.5 古典落語・民話(民間説話).....		221
2.6 憲法.....		223
2.7 主権者教育授業(マニフェスト授業等).....		224
3 実践の方法.....		225
4 おわりに.....		226
■課題■.....		227
さらに学びたい人のために.....		228
✎ 学習室⑭ 日本語教育推進法とその問題点	岡本能里子・杉本篤史	229

第14章 法言語学の成立と展開

.....	大河原真美・Richard Powell・首藤佐智子	231
1 「合理的疑い」があれば、有罪?		231
2 欧米諸国における法言語学の歩み		231
2.1 イギリス.....		232
2.2 アメリカ.....		232
2.3 オーストラリア.....		233
2.4 ドイツ.....		234
2.5 ポーランド.....		234
3 アジア諸国における法言語学の歩み.....		235
4 日本国内の法言語学の歩み.....		237
4.1 法言語学の胎動.....		237
4.2 司法通訳.....		239
4.3 法と言語学会の設立.....		240
4.4 コロナ禍での法と言語学会.....		240
4.5 学会誌『法と言語』.....		241
5 法言語学の今後の展望.....		241

■ 課題 ■	242
さらに学びたい人のために	242
✎ 学習室⑮ 日本手話と手話言語条例・法	森 壮也 243
終章 法と言語 まとめ	橋内 武 246
1 はじめに	246
2 法言語へのいざない(第1部)	246
3 法言語学の課題(第2部)	247
4 法と言語と社会(第3部)	247
■ 課題 ■	248
参考文献	249
索引	260
執筆者紹介	265

1 はじめに

「法はことばで書かれ、裁判はことばで争われる。」—この当たり前の現実を正面から受け止めて、探究するところに「法と言語」または「法言語学」の研究が始まる。この分野は現代の言語学と法学の間に成り立つ学際的言語学である。「法言語学」(forensic linguistics)は法令の言語と司法過程(主に裁判)の言語の言語学的研究を行うが、「法と言語」(language and the law)の研究はより広い文脈の中で法と言語の関係を明らかにしようとする。この両方を合わせて、仮に「法の言語学」と呼ぶことにしよう。

法
の
言
語
学

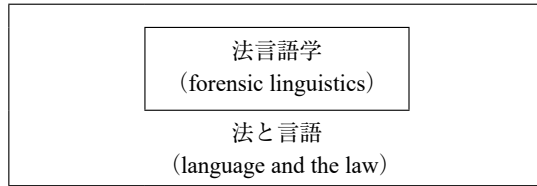


図1 「法言語学」と「法と言語」の関係

2 基礎学としての言語学

法の言語学を支える基礎学は、まずは言語学である。では、言語学とはそもそもどのような学問であろうか。言語学の性格と下位分野を要説する。

言語学は言語の科学である。その目的は人類の言語一般に通じる法則を探り出すとともに、日本語とか英語といった個々の言語のしくみとはたらきを記述・説明することにある。言語の科学であるから、個人的な印象批評は許されず、言語データ(言語事実)によって仮説が検証されなければならない。

言語は音声や文字などによって伝えられる。だから、言語音そのものを研究する「音声学」と文字を研究する「文字論」は独自の発達を遂げてきた。一般の読者は普通、文法よりも語彙(ある観点から捉えた語の集合)に興味を示すが、「文法論」も「語彙論」も言語学上一定の役割を果たしている。

● Keywords ●

法律用語、造語、借用語、古語、翻訳語、同音異義語、異音同義語、異音異義語、多義語、類義語、縄張語

● 本章のねらい ●

法律用語が難しいのは言うまでもないことである。本章では、この専門用語がなぜ難しいかについて、市民の目線から分類して考えてみよう。

1 日常語からの乖離^{かいり}

次のやりとりは、アメリカのある弁護士事務所での一場面である。ジョーンズさんは、自分が関わっている事件について、正式な手続きに則って相手方の弁護士に呼ばれて証言をすることになった。

Q: Mrs. Jones, is your appearance this morning pursuant to a deposition notice which I sent your attorney?

A: No, this is how I dress when I go to work. (Tiersma 1999: 112)

Q(弁護士) : ジョーンズさん、今朝のあなたの appearance は、私があなたの弁護士に送付した通知書に従ったのですよね。

A(ジョーンズ) : いいえ、これは、私が仕事に行く時の appearance です。
(大河原眞美訳)

一見成立しているように見えるが、実は成立していないやりとりである。その原因は、appearance の解釈の違いである。英語の appearance は、日常語では「服装などの外見」を指すが、司法の場面で使われれば「出頭」や「出廷」など「出向くこと」という意味になる。ジョーンズさんは、この言い回しがわからず、事務所への出頭について尋ねられた質問を、自分の服装について

日本国憲法のことば

堀田秀吾

● Keywords ●

日本国憲法, 法助動詞, トピック・コメント構造, マッカーサー, 翻訳, 受動態, 能動態

● 本章のねらい ●

国の最高法規である憲法(constitution)は、その国の政治的伝統及び歴史的環境の影響を色濃く反映し、書かれる言語も種々の伝統や時代背景、制定された状況を如実に反映する³⁾。したがって、憲法に書かれていることばを詳細に分析することによって、その憲法がどのような時代・社会・政治・文化的背景のもとに書かれたのか、どのような人々がどのような思いを持って草案に取り組んだかなどを垣間見ることができよう。逆に、そういった状況や要因がどのようにことばに表れているかを探るのも可能である。本節は、そのような試みの代表として、イノウエ(1994)による優れた分析を中心に紹介していく。

1 憲法のことばへのアプローチ

法律を木に喩えるならば、憲法はその中心となる幹である。憲法はその国の法律を規律する法律でもある。あらゆる法律は憲法に定められた方針に基づいて作られる。日本の憲法は、国が採る主義、国家統治の体制、人権などの諸外国と共通する条項に加えて、訴訟法と呼ばれる分野に関わる条文まで盛り込んでいる点で、他国の憲法とは一線を画していると言われている。

さて、憲法の言語学的分析を行うにあたり、どのようなアプローチがあり得るか考えてみよう。他の言語分析と同様に、まず使用語彙、音のしくみ(音韻論)、語構成(形態論)、句・文の構成(統語論)、談話の流れや構成(談話分析)のような構造分析や、発話行為分析(発話行為は speech act の訳で「言語行為」とも言われる)を含む語用論的分析が挙げられる。また、使用文字、文体(スタイル)、レジスター(言語使用域)、言語変種(社会方言・地域方言)に関わる社会言語学的な分析などが可能である。さらに、「ことば」を軸にして、文化人類学、民俗学、社会学、心理学、教育学、政治学などの隣

● Keywords ●

供述調書, 法言語学, レジスター, 書きことば, 裁判員裁判, 証人尋問

● 本章のねらい ●

裁判という場で審理の対象となっていることばが、本当は、「誰のことば」なのかについて考えてみよう。供述調書のことばは、そこに署名をした被疑者のことばなのか。あるいは、取調べにあたった警察官のことばが付け加えられたのか。また、法廷で証言している証人のことばは、証人尋問の前に何回も面会した検察官のことばがのり移ってしまったのか。これらのことばの本当の話し手は一体誰なのかについて、レジスター(本章では「職業語」)の観点から解説する。

1 ある冤罪事件^{えんざい}

1949年11月のロンドン。ティモシー・エヴァンズ(Timothy Evans)は、妻と乳児を殺害したとして逮捕された。翌年の1月に裁判が始まったが、自白調書(自白内容がある供述調書)があったため、死刑判決が下され、3月には、絞首刑となった。

それから、3年後、エヴァンズ一家と同じ建物に住んでいたジョン・クリスティン(John Christine)が、妻を含む4人の女性を殺したとして逮捕された。実は、クリスティンは性的変質者の連続殺人魔であった。クリスティンは、自分の裁判で、エヴァンズの妻を殺害したことも認めたため、エヴァンズの死刑執行について論議を呼んだ。

事件後15年もたつてではあるが、言語学者のスヴァートヴィック(Jan Svartvik)は、エヴァンズの自白調書に関する分析の依頼を受けた。スヴァートヴィックは、コーパス分析を行い、調書には、くだけた話しことば(エヴァンズ)と的確な書きことば(警察官)の2つのスタイルがあることから、自白調書の信憑性が低いことを明らかにした。

スヴァートヴィックの分析は、言語学のコーパス分析を司法領域において

● Keywords ●

裁判員制度，制度的談話，発話量，コミュニケーション・ネットワーク，
法廷用語，評議

● 本章のねらい ●

2009年5月に裁判員制度が導入され，これまでよほどのことがない限り刑事裁判には縁がなかった一般市民が，裁判官と一緒に法廷で被告人の有罪・無罪を決めたり，有罪の場合には刑の重さを決めたりするようになった。

本章では，そのような裁判員裁判における使用語彙の研究，及び裁判官と裁判員のコミュニケーションを行う上で，言語学的な分析方法がどのような形で応用できるかを紹介していく。

1 はじめに

当たり前のことだが，裁判員に選ばれる人のほとんどは，法律学とは縁がなく，法廷という特殊な場にも不慣れな人たちであろう。一方，裁判官は法律の専門家であるし，日々の業務として裁判をこなしているわけだから，当然場慣れもしている。また，ご存じのように法律の世界には独特の語彙や表現，コミュニケーションの方法なども存在する。そのような経験や知識や文化において，もともと大きなギャップがある裁判官と裁判員とが上手に協力し合って公正な判決を出して行くためには，お互いの意見交換をいかに円滑にしていくかが重要になる。すなわち，専門家と非専門家の間でのコミュニケーション方法が大事になってくるのである。

また，法廷で使用されている語彙や表現自体を調べることも，時として大きな意味を持つ。例えば，アメリカ合衆国のイリノイ州で行われた刑事裁判を見てみよう。初めに裁判官は，陪審員の義務や判断基準などに関する説明を行ったが，その時の説明に使われた単語や文章構造などは，陪審員に大変わかりにくいものであった。この裁判官による難解な説明が，陪審員の誤解

● Keywords ●

司法通訳人，法廷通訳，国連人権 B 規約，法廷ディスコース，コーパス，レジスター，フィラー，コロケーション

● 本章のねらい ●

司法手続きで使用される言語を解さない移民や外国人が被疑者として取調べを受けたり、被告人や証人として出廷する場合、コミュニケーションの橋渡しをするための通訳者が選任される。そのような通訳者のことを司法通訳人と呼んでいる。日本では、2009 年度の裁判員制度導入に伴い、一般市民に正確に情報が伝わることの重要性という観点から、法廷通訳の質の問題が、これまで以上に関心を集めるようになっていく。本章では、日本の状況を中心に、司法通訳についてその概要を論じるとともに、司法通訳研究の流れの中での言語学の位置づけ、その言語学的研究の現状と可能性について論じる。

1 司法通訳の根拠、主な場面と特徴

アメリカ合衆国やオーストラリアのような移民国家では、1970 年代ごろから司法通訳の制度が整備されてきているが、日本では比較的新しい概念である。1980 年代のバブル経済のころから、日本に労働者としてやってくる外国人の数が急増し、それに伴って外国人の関わる刑事事件の件数も増えてきた。そんな中で、司法の現場でのコミュニケーションの齟齬そごの問題が意識されるようになった。

日本語を解さない被告人のために、司法手続きの各段階において通訳人をつけることは、人権保護と密接に関わっており、日本も批准している国連人権 B 規約 14 条 3 項にその根拠を求めることができる。また、日本の刑事訴訟法 175 条にも、通訳に関する規定がある。

● Keywords ●

特殊詐欺, 架空請求書, オレオレ詐欺, 還付金詐欺, 関連性理論, 解釈プロセス

● 本章のねらい ●

「特殊詐欺」とは、不特定多数の相手を電話やメールなどを利用して対面をしないで金銭を騙し取る手法で、詐欺手口の一分類を指す。社会問題として大きく取り上げられ、ひろく世間に警告がいきわたっているにもかかわらず、未だに被害が続いているのはなぜか。詐欺の騙すテクニックに関して、実例紹介や心理的面からの分析アプローチは数多くある(安斎 2005, 日名子 2005, 2009, 多田 2006, 西田 2009, 鈴木 2015, 田崎 2022)が、言語学面からの分析アプローチは少ない(中村 2009)。そこで、本章では、①架空請求書の文体と②オレオレ詐欺の発話と③還付金詐欺について、言語学(特に関連性理論)の観点から、受け手(被害者)の言語解釈プロセスにおいて働く特徴(手口)を比較分析する。

1 特殊詐欺の手口

2003年夏頃から架空請求やオレオレ詐欺を中心として急激に増加した「特殊詐欺」は、認知件数に関して2009年から一時期大幅に減少したが、2013年から再び増えていった。新たに還付金の名目で、払うのではなく金銭をもらえると信じ込ませる手口も出現した。認知件数は、2017年から2020年にかけて減少傾向にあったが2022年には再び増加している。一方で被害総額は、広く防犯の告知がいきわたり2014年以降減少していたが、これも2022年から増加に転じている(表1参照)。

表1 特殊詐欺の認知件数及び被害総額の推移

年次	2008	2009	2013	2014	2017	2020	2022
認知件数	20,481	7,340	11,998	13,392	18,212	13,550	17,520
被害総額(億円)	276	96	489	565	394	285	361

(特殊詐欺の認知件数と被害金額の推移(警察庁 2023)を基に作成)

● Keywords ●

虚偽の陳述, 字義どおりの解釈, 文脈, 発話行為, 会話の公理, 社会的評価の低下, 一般読者

● 本章のねらい ●

偽証と聞くと、「法廷で嘘をついたら罪になるということだ」と言う人が多いかもしれない。法律には「虚偽の陳述」をすると罪になるとあるが、この「虚偽の陳述」が非常に手強いのである。同じように、名誉毀損の訴訟においても、いったい何をどのように言ったら相手の名誉を毀損し、「社会的評価を低下させる」ことになるのだろうか。本章では、このような難題に言語学がいかに手掛かりを与えることができるかについて考える。

1 偽証

1.1 偽証罪にあたる発話行為

ある言語行動が偽証罪に当たるかどうかを言語学的見地から検討するにあたっては、まず第一に条文などを調べ、偽証罪というものがどのように定義されているかを調べる必要がある。さらに、法的定義に加え、一般的な定義や一般社会における解釈をこれと比較した上で、実際に偽証罪と認められたり認められなかったりした過去の事例を調べ、それらをすべて参考にし、問題となっている発話行為(speech actの訳で「言語行為」とも)が偽証罪に当たるかを検討するのが適切な方法であろう。

日本の刑法 169 条は、偽証罪について以下のように定めている。

(偽証)

法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の刑に処する。

● Keywords ●

筆跡鑑定, 文書鑑定, 筆者同定, 剽窃, 話者同定, スタイルマーカー, プロファイリング, 統計的アプローチ, 対話型生成 AI

● 本章のねらい ●

ことばは、指紋のようにひとりひとり異なる。発音、口調、語彙・語法の選択、会話のパターンなどのあらゆる言語的及び周辺言語的な特質が、その人間が生まれ育った環境、周囲の人々、職業、性格、価値観、信条その他の様々な内的・外的な要因を反映する。本章では、ことばの分析による異同鑑定とプロファイリングについて、国内外の事件における分析例をもとに見ていく。

1 筆跡鑑定

世の中に全く自分と同じ形でことばを使う人間はいない。たとえ一卵性双生児であっても、全く同じことばを話すということとはありえない。逆に言えば、言語に反映されたそういった個人的特徴を特定していくことで、そのことばを使っている人間を見極めることができるのである。このことばの性質を利用したのが、犯行の証拠とされる文書の筆者・録音された音声の話者の分析である(言語学の知見が法の世界で最もよく用いられるところ)。2つ以上の文書や音声と同じ人物によって創出されたものかどうかを見極めることを異同鑑定と言う。一方、単一のあるいは複数の証拠から犯人の出身地や特徴などを抽出することをプロファイリングと言う。

パソコンや携帯電話が普及した昨今においては、以前よりも筆跡鑑定の出番も少なくなってきたのではないかとも思うが、筆跡鑑定ということばを知らない人はおそらくいないであろう。1963年に起きた女子高校生誘拐殺人事件、いわゆる「狭山事件」では、言語学者の大野晋が脅迫状を言語学の立場から分析し、^{えんざい} 冤罪である可能性を指摘したものが有名である。筆跡鑑定が最も活躍するのは、契約書の偽造である。また、筆跡鑑定は異同鑑定だけで

● Keywords ●

商標の類否, 識別力, 要部, 普通名称化, 商標の両義性, 需要者アンケート, コーパス

● 本章のねらい ●

あるフランスのネーミング会社の調査によると、一般の人が知っている語の40%が商標（ブランド名）で占められているという。国に登録することで独占排他的に使用する権利が発生する商標は、もっとも身近な法的現象といえるが、我々の窺い知れないところで商標をめぐる争いが日々繰り広げられている。本章では、ことばの類似性や一般性、意味変化と密接に関わる「商標の類否」と「普通名称化」に焦点を当て、実際の商標紛争における言語鑑定や分析例を示しながら、法実践への言語学的アプローチを展開する。

1 商標制度

1.1 商標法の目的

商標とは、商品やサービスを区別するための識別標識をいう。文字、図形、記号のほかに、色彩、音、動きなど商標の形態はさまざまで、一部の国では匂いの商標まである。商標は、需要者が商品・サービスの提供者（「出所」）や品質を見分ける際の目印となり、「もの言わぬセールスマン」としてブランド・イメージを伝え、購買・利用を喚起させる重要な役割を担っている。購入あるいは利用した商品・サービスへの信用は、その商品・サービスに付された商標に化体し蓄積されていく。そうした商標を知的財産として保護し、商標を用いて製造・販売を行う事業者の「業務上の信用」の維持を図る法律が、「商標法」である。

商標法の究極の目的は、「産業の発達に寄与」し、「需要者の利益を保護」することにある（商標法1条）。当然、商標に蓄積された信用は、品質改良やマーケティング等の企業努力によるものである。自己の商標が他人に無断で使用されると、築き上げてきた信用が横取りされ（場合によっては害され）、

ことばの誤解 意味内容の解釈をめぐる争い

首藤佐智子

● Keywords ●

脅迫, 偽証, あいづち, フェイス, ポライトネス, 言語行為, 協調の原則, 推意

● 本章のねらい ●

司法の場でことばの解釈をめぐる争いが繰り広げられることがある。解釈に関する議論が起こるといふ事実は、発信されたことばの解釈がことばの表面的な意味だけでは説明することができないという言語運用の重要な性質を示している。これまでの章で扱った判例の多くが、広い意味ではことばの解釈をめぐる問題であったわけだが、本章では、より純粹にことばの意図と解釈が論点となったケースを題材に、司法の場でことばの解釈を論じる際に考慮すべき論点を考察する。

1 ことばの解釈

我々が言語を使用するときには、意図した意味があり、それは発せられたことばの文字どおりの意味とは限らない。例えば、「今何時かわかりますか」という発話は、表向きは時刻に関する情報の有無を尋ねる質問の形式をとっているが、実際には、情報提供の依頼として機能する。言語学者は、話し手の「本当の」意図を科学的に証明することはできず、聞き手がどのように解釈したのかを証明することもできない。言語学が貢献できるのは、ある言語表現が使用されたときに、聞き手が解釈する(した)内容を予測することである。我々は言語を使用するときには、聞き手が解釈するであろう内容を考えて発話するので、意図された内容と聞き手の解釈は通常はほぼ一致する。「今何時かわかりますか」と聞いておいて、時間を聞くつもりはなかった、ただ「わかるかどうか」だけを知りたかったのだと言い張ったとしても、聞き手が時間を聞かれていると解釈することは質問者は十分に予測できたのであるから、質問者の主張は言語学的には理不尽であるということになる。

ことばが記憶を変える 目撃者の記憶の変容

藤田政博

● Keywords ●

目撃証言, 記憶, ラインナップ, 事後情報効果, 語法効果

● 本章のねらい ●

陪審員のように、法の素人は判断をする際に目撃証言を最も重要な証拠とする傾向がある。目撃証言は、目撃者の記憶に基づいて行われる。しかし、その記憶が、ことばの違いひとつで無意識のうちに変わられてしまうとしたらどうだろう。本章では、そのようなことばのサブリミナル効果とも言うべき、ことばと記憶に関する現象について概観していく。

1 ロフトスたちの実験

あなたが街に出て道路の脇に立っていたところ、車が目の前を通りすぎていった。ここまではよくある光景だ。しかし、その数秒後、その車が別の車と当たってしまった。こうなると、あまりあることではなくなってくる。

1 週間後、あなたは事故の目撃者として警察に事情を聞かれた。

「車同士が衝突したときのだいたいの速度はどれくらいでしたか？」

「そうですね……時速 60km くらいだったでしょうか」

「間違いありませんか？」

「はい、間違いありません」

「そうですね……運転手は、だいたい時速 50km くらいだったと言っているのですが、やっぱりちょっと遅めに言っているみたいですね」

「はあ、そうですね……でも、だいたい 60km くらいでした」

あなたは確かに見た。しかし、今のやりとりの中であなたの記憶は変わった可能性がある。そして、あなたの目撃証言は、その記憶に引きずられて変わった可能性がある。警察官はわざとあなたの記憶を変えてやろうと思ってはいないし、あなたも事故の目撃者として解決に役立つよう、できる限り覚えていたことを思い出して話そうとしている。そして、見たことは確かに覚

● Keywords ●

言語権, 少数言語, 手話, 裁判の言語, 司法通訳, 言語法, 多言語主義, 単一言語主義, EU, 欧州評議会, コモン・ロー, 言語政策, 言語計画, JALP

● 本章のねらい ●

「法と言語と社会」の問題を人権の観点から考えると、言語権の問題が浮上してくる。また、言語または言語権に関する法制度という点では、言語法という実定法の有無が焦点になる。それがもしあればどのようなものか、言語政策の一環として言語法はEUやコモン・ローの国々ではどのような形を採っているか、日本にはどのような言語政策があるのか問うてみよう。

1 言語権とは何か

1.1 言語権の定義

言語権(language rights)とは、簡潔に言えば、自己が自ら望む言語を使用することができる権利である。

言語権なるものは、環境権や知る権利などと同じく、近年注目されてきた権利である。これは、言語的人権(linguistic human rights)とも言われ、「自己もしくは自己の属する言語集団が、使用したいと望む言語を使用して、社会生活を営むことを、誰からも妨げられない権利」である(鈴木 2000: 8)。この定義には、次の2つの観点が含まれる。

- ① 自己または自集団が使用したい言語を社会的場面で自由に使える権利
- ② その社会の中で自己の言語が使用する環境を国家が整えることを要求する権利

①のほうが一義的であり、一種の自由権である。②は一種の社会権である。

では、それぞれの定義についてより詳しく検討してみよう。言語権は、精神の自由権の一部である。確かに精神の自由の中核をなす点で個人権であるが、言語集団のアイデンティティに深く係わる点で集団権でもある(鈴木

第13章 法言語教育

札埜和男

● Keywords ●

法教育, 法言語教育, 学習指導要領, 国語科

● 本章のねらい ●

「法教育」といえば、まず「社会科」での教育が連想される。しかし、そもそも法はことば無くして存在し得ない。法が人々を縛るのはことばの力によってであり、人々が法を変えるのもことばの力による。法はことばそのものであり、法教育とは換言すれば「法言語教育」であるといえる(ここでいう「言語」とはことば・国語・日本語・文学等を含めてこのように表現する)。本章では、法教育と国語科教育の関係、法言語教育の実践例と方法、その目的について説明する。

1 法教育と国語科学習指導要領の関連

なぜ法教育と国語がつながるのか、詳しく説明しよう。法教育とはアメリカの Law-Related Education(LED)の訳語であり、「ロースクールでの法律家養成教育である法学教育(Legal Education)と区別される」(関東弁護士連合会編 2002: 11)。

2004年に出された法教育研究会「報告書」によれば、法教育とは「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育を特に意味する」(法教育研究会 2004: 2)とあり、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育である」(法教育研究会 2004: 2)と記されている。また法教育の基本的な考え方として「実社会で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力などを高めることを重視する」(法教育研究会 2004: 3)とも述べられている。

このような法教育で重視される力を養うには「国語」が最適である。なぜなら法教育で高めようとする力に合致するからである。2018年3月30日告

法言語学の成立と展開

大河原眞美・Richard Powell・首藤佐智子

● Keywords ●

法言語学 (forensic linguistics), 国際法言語学者学会 (International Association of Forensic Linguists), 法律言語学 (legilinguistics), 法と言語学会

● 本章のねらい ●

最終章の本章では、「法言語学」の起源と研究の動向について解説する。まず、法言語学の発祥の研究について海外から紹介する。日本については、法と言語学会の設立とその後の経緯について述べる。

1 「合理的疑い」があれば、有罪？

まず初めに、法廷クイズといこう。正しい文を選んでほしい。

- ① 合理的な疑いがあるので、被告人は有罪です。
- ② 合理的な疑いがあるので、被告人は無罪です。

「疑い」ということばがあるので、被告人は犯人に違いないと考えて、「有罪」ということばのある①を選んだ人が多かったのではないだろうか。実は、正解は②なのである。

裁判員裁判で、裁判員が「合理的な疑い」を①のように理解したまま評議に臨んで無罪になるべき被告人が有罪になってしまっは大変と、法曹界では市民にわかりやすい法廷用語に取り組み始めた。このような日常語と法律用語の乖離に法曹界が対応しようと考えた時、日本の法言語学は誕生に向けて胎動を始めたのである。以下欧米諸国・アジア諸国そして日本国内における法言語学の歩みを述べていく。

2 欧米諸国における法言語学の歩み

法言語学という領域がどのようにして確立していったかについて、まずは欧米諸国から見てみよう。

終章

法と言語 まとめ

橋内 武

1 はじめに

『法と言語－法言語学へのいざない』も終わりに近づいた。ここで、これまで学んだことを振り返ってみよう。狭義の法言語学は主に裁判(訴訟)を言語学の立場から分析・考察する学際的な学問である。「法と言語」と呼ばれる広義の法言語学はより広い視野から両者の関係を考える分野である。以下、この分野の要点を復習する。

2 法言語へのいざない(第1部)

法とは第一に「法律」のこと。その文章は素人には難解である。では、法律の用語と文体にはどのような特徴があるのか。第1章「法律のことば」では、その問いに実際の法律用語と条文から例を引きながら明快に答える。ところで、日本国憲法は、内容・構成・憲法に特徴的であるのは興味深い(第2章「日本国憲法のことば」)。なお、らい予防法による強制隔離政策は、憲法の保障する基本的人権の侵害であった(学習室③)。

法は「司法過程」を指すこともある。その中核を担うのが裁判である。そこで読者はまず裁判用語と判決文について読み解かなければなるまい(第3章「裁判のことば」)。2009年(平成21年)5月からは裁判員裁判制度が実施された。それには法令用語と法令文の市民化が要請される(学習室⑤)。市民が裁判員として裁判に関わるのであるから、私たちもそのしくみを知っておく必要があるだろう。ここでは、裁判官と裁判員のコミュニケーションの傾向について、制度実施前に試みられた模擬裁判の評議をもとに報告した(第4章「裁判員裁判」)。通訳人を介して裁判が進行する場合には、司法通訳(狭義には、法廷通訳)の正確さと公正さが問われる。この問いに答えるのが、法廷通訳の言語使用に関する研究(第5章「司法通訳」)である。裁判に関しては、地域語・方言との関係(学習室④)のみならず法廷通訳人の資格・研修制度(学習室⑥)についても知っておきたい。